■対象となる研究の条件

・ 人を対象とした疫学研究ないしは臨床研究（アンケート調査を含む）であること。
・ 単一施設の研究に限らず、複数施設による共同研究も支援し、多施設間の人的交流や情報交換などを活発にすることで臨床研究の推進を図る。
・ 研究によって明らかにしようとする達成目標が明確で、その結果が学会員に寄与することが期待され、かつ実行可能な研究であること。
・ 将来的に大型の競争的研究費獲得までの明確なロードマップを有する予備的検討も対象とする。
・ AMED、厚生労働科学研究費などすでに外部予算として獲得している内容（分担研究者としても）は対象としない。
・ 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 27 年）をはじめとする倫理指針が遵守され、研究代表者だけではなく分担研究者も倫理委員会の承認が得られていること。また、利益相反の申告を学会および全実施施設の当該委員会へ提出すること。
・ 研究内容によっては、臨床試験登録(UMIN-CTR など)および医師賠償責任保険の契約がおこなわれていること。
・ 研究計画に関するコンサルテーション、研究事務とコーディネーション、登録業務・中央モニタリング、データマネジメントと統計解析などは支援の対象とはならない。これらは各研究施設に設置された臨床研究支援センターなどを活用することを前提とする。